

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、観光客の誘客及び市の知名度向上に寄与するイベント（以下「イベント」という。）を実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより観光振興及びブランド化を促進し、もって観光がもたらす誘客宣伝効果によって商工業の振興及びまちの活性化を図ることを目的とする。

（補助対象団体）

第2 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 営利を目的とせず、不特定多数の利益に寄与した運営を行う団体であること。
- (2) 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体であること。
- (3) 政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。
- (5) 定款、規約、会則等による運営がなされている団体であること。

（補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、補助対象団体が実施する次の各号のいずれにも該当するイベントを実施する事業とする。

- (1) 当該イベントに要する経費のうち、第4に規定する補助の対象経費の総額が1,000,000円以上の額（第4号ただし書に規定するものについては500,000円以上の額）であり、かつ、相当数の参加者、入場者等が見込まれる市内で実施するイベントであること。
- (2) 市域以上の広い地域（以下この号において「広域」という。）に周知を行い、かつ、広域から参加者、入場者等を募るイベントであること。
- (3) 営利、政治又は宗教的活動を目的としないイベントであること。
- (4) この要綱及び茨木市提案公募型公益活動支援事業補助要綱（平成24年7月2日実施）（第5において「この要綱等」という。）による1補助対象団体の実施する同一事業に対する補助を合計3回以上受けた事業にあっては、1日当たり5,000人以上の入場者数が見込めるイベントであること。ただし、1日当たり5,000人以上の入場者数を見込めるイベントへの成長をめざして継続するものについては、1日あたり1,000人以上の入場者数が見込めるイベントも含むものとする。

(5) 茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助要綱（平成28年4月1日実施）に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(6) 事業の実施年度において、この要綱による補助金以外に市の補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4 補助の対象経費は、補助対象団体が実施するイベントの企画及び運営に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 賃金
- (2) 報償金
- (3) 旅費
- (4) 消耗品費
- (5) 燃料費
- (6) 印刷製本費
- (7) 光熱水費
- (8) 修繕料
- (9) 通信運搬費
- (10) 広告料
- (11) 手数料
- (12) 保険料
- (13) 委託料
- (14) 使用料及び賃借料
- (15) その他市長が特に必要と認めるもの（交際費、慶弔費、食糧費等補助対象事業に直接関係しない経費を除く。）

（補助金額及び補助回数）

第5 補助額は、補助対象経費の合計額に別表に定める補助率を乗じて得た額（その額が別表に定める上限額を超えるときは、当該上限額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象経費の合計額から次に掲げる額を合算した額を減じて得た額と前項の規定による補助金額とを比較していずれか少ない額を補助額とする。

ア 補助対象団体の同一事業に係る繰越金及び積立金

イ 当該補助対象事業に係る収入（この要綱による補助金以外の補助金（第4に規定する補助の対象経費に係るものに限る。）、参加費、協賛金等をいう。）

3 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 この要綱等による1補助対象団体の実施する同一事業に対する補助の回数は、合計6回を限度とする。

(募集)

第6 市長は、補助対象事業の募集に当たっては、事業の実施期間及び実施内容に関する条件、審査の方法及びその基準その他募集に関し必要な事項を定めた要領を作成し、あらかじめ公表するものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要調書
- (4) 自立化に向けた計画書
- (5) 団体の定款、規約、会則等の写し
- (6) 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書
- (7) 第5第2項に掲げる繰越金及び積立金の内容が分かる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

3 市長は、第1項の規定による決定に当たり、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市産業振興アクションプラン推進委員会(第9第3項及び第10第2項において「推進委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(変更又は中止の申請)

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、第7に準じて茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更又は中止の承認申請があった場合、市長は第8に準じて決

定の内容を変更し、茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

- 3 市長は、前項の変更に当たり、必要に応じて、推進委員会の意見を聴くものとする。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、必要に応じて、推進委員会の意見を聴くものとする。

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後、茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金概算払請求書（様式第9号）により概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（補助金の精算）

第14 第11の補助金確定通知書を受けたもののうち、第12ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金精算追加分交付請求書（様式第10号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第18 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った第6に規定する補助対象事業の募集その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

(令和5年3月31日までの間における特例)

3 令和4年度に実施した補助対象事業に関する別表の規定の適用については、次の

とおりとする。この場合において、第5第2項に規定する「前項の規定による補助金額」とは、次の「事業の実施に要する経費（通常分）」の区分における補助金額とし、同項の規定により得た額と以下の「事業の実施にあたり感染対策に要する経費（感染対策分）」の区分における補助金額を合算した額を補助額とし、第4項の規定は適用しないものとする。

別表

補助対象事業		補助率	上限額
区分	この要綱等により令和3年度までに1補助対象団体が実施した同一事業に対する補助の回数		
事業の実施に要する経費（通常分）	2回以内	2分の1	1,500,000円
	3回以上（第3第4号本文に規定するもの）		1,000,000円
	3回以上（第3第4号ただし書に規定するもの）		500,000円
事業の実施にあたり感染対策に要する経費（感染対策分）		10分の10	500,000円

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 この要綱の実施前に準備行為として行った第6に規定する補助対象事業の募集その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 この要綱の実施前に準備行為として行った第6に規定する補助対象事業の募集その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

(経過措置)

- 3 改正後の第17の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

この要綱等により前年度までに1補助対象団体が実施した同一事業に対する補助の回数	補助率	上限額
2回以内	2分の1	1,500,000円
3回以上（第3第4号本文に規定するもの）		1,000,000円
3回以上（第3第4号ただし書に規定するもの）		500,000円

様式第 1 号（第 7 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金交付申請書

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業の内容

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要調書

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

様

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金
は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 3 号（第 8 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名

様

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金
については、次の理由により不交付とします。

不交付の理由

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 4 号（第 9 関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金交付変更（中止）承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更（中止）理由
- 4 変更（中止）前交付決定額 円
- 5 変更（中止）後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第 5 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金は、次の条件を付けて変更（中止）承認します。

条 件

交付決定額	円
変更（中止）増減額	円
変更（中止）交付決定額	円

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 6 号（第10関係）

年 月 日

（報告先） 茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

㊞

（自署の場合は押印不要）

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

様式第 7 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名

様

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 8 号（第12関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 Ⓜ

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を
次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

様式第 9 号（第12関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ㊟

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業
補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金概算払請求額 円

様式第10号（第14関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩

茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金
精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業

- 2 補助金交付決定額（概算額） 円

- 3 補助金確定額 円

- 4 精算追加分請求額 円